

令和4年6月30日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 萩 敏彦
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 高澤 有美
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和4年5月分)について

令和4年5月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和4年5月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 令和4年5月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和4年度に発生した事務処理誤りが7件、令和3年度が4件、令和2年度が6件、令和元年度が3件、平成30年度が2件、平成29年度以前が37件、合計99件(市区町村において発生した7件、委託業者等が発生させた17件を含む)となっています。そのうち事案の概要が公表可能な93件について、一覧で事象をお示ししています。

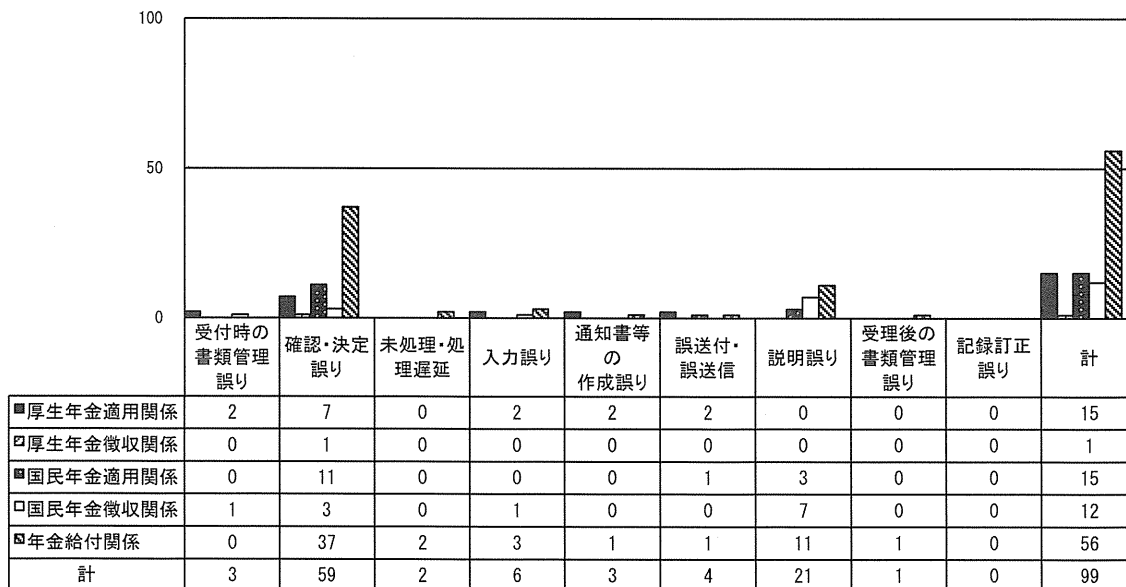
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計	
件数	24(2)	2	0	0	1	1	1	0	2	3	3	2	3(2)	6(1)	44(18)	7(1)	99(24)
割合	24.3%	2.0%	0.0%	0.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.0%	2.0%	3.0%	3.0%	2.0%	3.0%	6.1%	44.4%	7.2%	100.0%

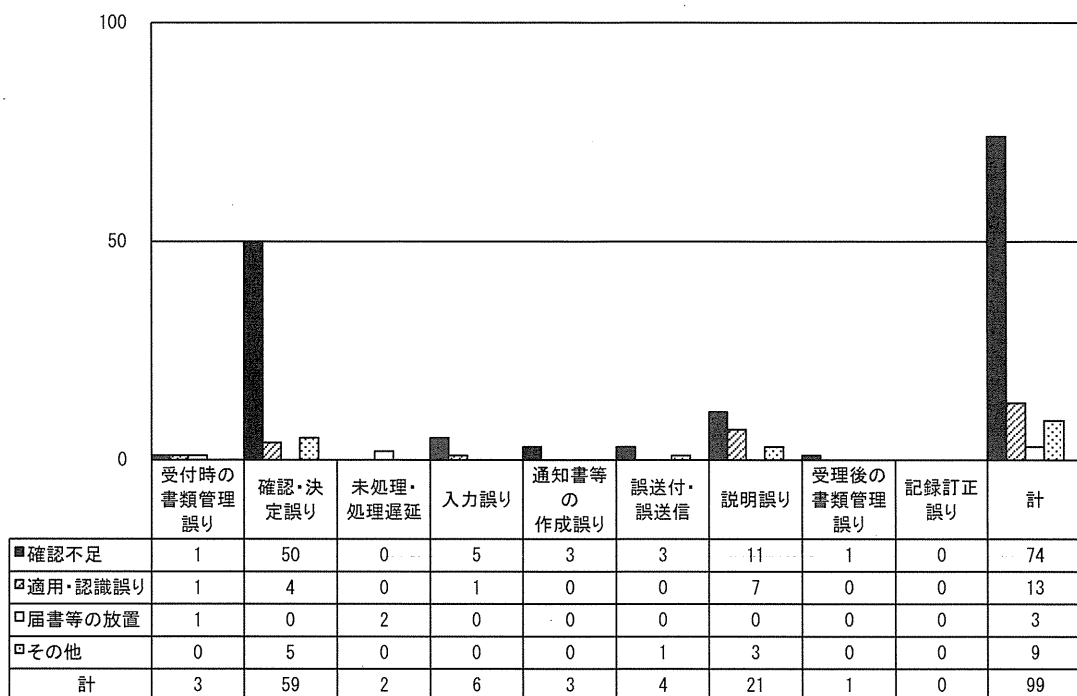
← 社会保険庁
時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

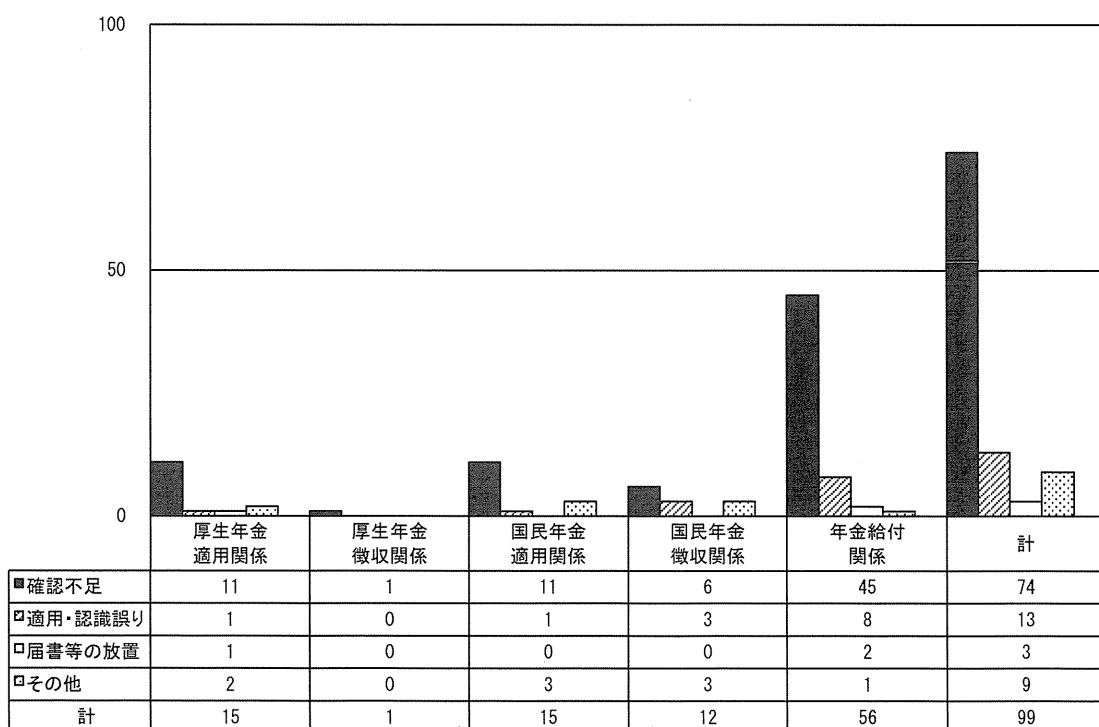
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



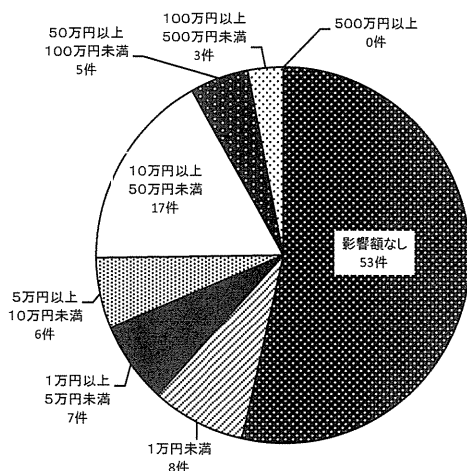
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

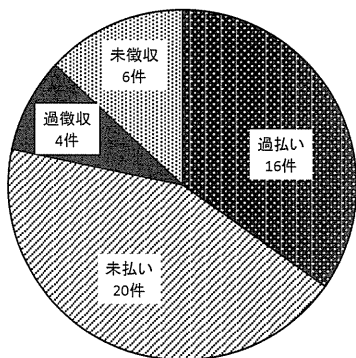


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 通用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 通用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		12	0	12	9	20	53
1万円未満		0	0	0	2	6	8
1万円以上 5万円未満		1	0	1	0	5	7
5万円以上 10万円未満		0	1	0	1	4	6
10万円以上 50万円未満		1	0	1	0	15	17
50万円以上 100万円未満		1	0	1	0	3	5
100万円以上 500万円未満		0	0	0	0	3	3
500万円以上		0	0	0	0	0	0
計		15	1	15	12	56	99

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	16件	6,054,878	378,429
未払い	20件	5,079,344	253,967
過徴収	4件	1,194,034	298,508
未徴収	6件	1,260,059	210,009
計	46件	13,588,315	295,398

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	58件	58.6%
外部	41件	41.4%
計	99件	100.0%

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和4年6月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	105,517件	607.6億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	648件	1.6億円	7,180件	19.3億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	36件	7,031万円	2,287件	18.7億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	4件	672万円	385件	1.3億円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	3件	17万円	158件	2,794万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	0件	0円	66件	1.9億円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	51件	674万円	1,678件	2.4億円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	5件	89万円	337件	5,342万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	1件	296万円	49件	6,815万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	6件	47万円	1,743件	1.3億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	1件	62万円	41件	2,428万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	22件	3万円	50件	2,417万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	54件	3,755万円	2,206件	23.0億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0件	0円	88件	703万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	53件	1.1億円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	1件	130万円	32件	1,913万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	1件	97万円	82件	6,202万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	16件	5,424万円	1,567件	56.0億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	312件	5,390万円	25,623件	22.2億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	18件	4,359万円	957件	13.2億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	177件	7,643万円	1,376件	70.0億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	101件	476万円	86,490件	17.0億円
		過払い	0件	0円	5,562件	2,110万円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	743件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	2件	557万円	199件	3.6億円
		過払い	0件	0円	124件	161万円
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	過払い	0件	0円	3件	64万円
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	未払い	0件	0円	158件	2.8億円
40	旧三共済等組合員期間を有し他年金の受給・加入状況の確認を要する場合の遺族年金の寡婦加算の加算漏れ	未払い	1件	65万円	43件	1.2億円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

※項番38、項番39、項番40は、「事務処理誤り等の年次公表」における点検・分析を通じて公表した事象です。

○日本年金機構の令和4年5月分の事務処理誤り一覧(1～14ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1～15
2. 厚生年金徴収関係	3P	整理番号 16～16
2. 国民年金適用関係	4P	整理番号 17～31
3. 国民年金徴収関係	6P	整理番号 32～41
4. 年金給付関係	8P	整理番号 42～93

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(15～18ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2018年 6月12日	2022年 3月9日	○担当部署で確認したところ、本人記録の確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
2			東京	東京広域事務センター	2018年 2月5日	2022年 2月18日		2名	なし	0
3			東京	東京広域事務センター	2021年 7月13日	2022年 3月15日		1事業所	過徴収	872,640
4	算定基礎届の送付先誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎	2022年 6月14日	2022年 6月16日	○社会保険労務士から問合せがあり、算定基礎届の送付先を登録する際の確認が不足し、登録を一部漏らしていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明し、届書を送付しました。 ●担当部署において、送付先を登録する際の確認を徹底するよう周知しました。	94社会保険労務士	なし	0
5										
6	賞与支払届の誤り	入力誤り	千葉	木更津	2015年 8月25日	2022年 4月12日	○担当部署で確認したところ、賞与支払届の賞与額の確認が不足したことから、賞与額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、賞与支払届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	未徴収	49,669
7	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2022年 3月23日	2022年 5月16日	○担当部署で確認したところ、通知書作成の際の確認が不足したことから、誤った標準賞与額を記載した通知書を作成・送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい内容の通知書を送付しました。 ●担当部署において、通知書等作成の際の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
8			東京	上野	2021年 4月9日	2022年 5月2日		○担当部署で確認したところ、納付勧奨文書作成の際の確認が不足したことから、誤った保険料額を記載した文書を作成・送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、正しい内容の文書を送付しました。 ●担当部署において、勧奨文書等作成の際の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
10	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2021年9月1日	2022年4月19日	○担当部署で確認したところ、二以上事業所勤務被保険者の算定基礎届の処理における確認が不足したことから、誤った標準報酬月額を決定・通知していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者の算定基礎届の処理における確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
11			福岡	福岡広域事務センター	2021年8月27日	2022年3月17日	○担当部署で確認したところ、二以上事業所勤務被保険者の産前産後休業申出書の処理時の確認が不足したことから、保険料免除処理が正しく行われなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務被保険者の産前産後休業による保険料免除処理時における確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
12	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	岡山	岡山広域事務センター	2022年5月16日	2022年5月18日	○事業所から問合せがあり、委託業者における封入・封緘時の確認が不足したことから、他の事業所宛の文書を誤って送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した文書は回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
13			茨城	日立	2022年3月10日	2022年3月22日	○社会保険労務士から問合せがあり、文書を作成する際の実確認が不足したことから、事業所整理記号を誤って入力したため、他の事業所あての文書を作成・送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の社会保険労務士にお詫びの上説明しました。文書は回収し、訂正処理を行い社会保険労務士に送付しました。 ●担当部署において、文書等作成の際の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2社会保険労務士	なし	0
14	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	東京	東京広域事務センター	2022年2月9日	2022年4月11日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者の年金記録訂正請求書の受付処理時の確認が不足したことから、受付登録を漏らしたため、処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して受付処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
15			東京	上野	2021年11月8日	2022年5月18日	○事業所から問合せがあり、月額変更届の受付登録及び処理を漏らしていたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに経過管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	163,278

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
16	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2022年 2月24日	2022年 3月25日	<p>○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録時の確認が不足したことから、誤った内容の納入告知書を作成して領取したため、保険料の過徴収があることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料については還付の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、二以上勤務被保険者の保険料登録時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	過徴収	72,436

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額	
17	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	岐阜	大垣	2022年 3月10日	2022年 4月18日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、年金記録の確認が不足し、誤って別人の情報が記載された資格取得届を進達したため、別人に国民年金加入の処理が行われていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、届書を進達する際の確認を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0	
18	国民年金資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	長崎	諫早	2006年 7月24日	2022年 4月21日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、年金記録の確認が不足し、誤った日付で国民年金資格喪失届を受理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、届書を受付する際の年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0	
19	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	北海道	旭川	1972年 1月1日	2022年 2月22日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
20			東京	八王子	2017年 8月1日	2021年 10月11日		1名	なし	0	
21			山口	山口	1973年 1月頃	2021年 12月1日		1名	なし	0	
22			神奈川	藤沢	1991年 4月1日	2021年 10月18日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
23			千葉	松戸	2022年 3月31日	2022年 4月15日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、処理が必要であるにもかかわらず、処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
24			説明誤り	東京	立川	2020年 1月20日	2022年 2月28日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
25				福岡	南福岡	2021年 10月頃	2022年 1月26日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
26	宮城	仙台南		2021年 12月17日	2022年 2月28日	○お客様から問合せがあり、任意加入の手続きについて案内する際に、満額に必要な納付月数を誤って説明したため、お客様の希望する月から任意加入ができず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、任意加入時の記録の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	17,410		
27	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	大阪	堺西	2006年 11月頃	2021年 10月12日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、本来必要のない年金記録の訂正処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
28	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	島根	出雲	2005年 8月18日	2022年 1月11日	○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の訂正の際の本人確認が不足したため、別人の記録を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
29	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	厚木	2016年 6月27日	2021年 10月27日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、誤って国民年金第3号被保険者として処理したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	704,490
30	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	長野	小諸	2017年 8月頃	2022年 3月4日	○お客様から問合せがあり、住所の確認が不足し、誤って不在者として管理したため、クレジットカードによる納付が行えず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、住所の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	487,290
31	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	北海道	釧路	2022年 4月6日	2022年 4月12日	○市区町村から連絡があり、封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の年金手帳を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
32	国民年金付加保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	鶴見	2020年 6月10日	2022年 3月14日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時の確認が不足し、付加保険料の納付申出を受理していたにもかかわらず、国民年金保険料の納付書のみ交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、付加保険料を領収しました。 ●担当部署において、納付書作成時の付加保険料の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
33		説明誤り	千葉県	松戸	2021年 7月20日	2022年 2月10日	○市区町村から連絡があり、街角の年金相談センターにおいて、付加保険料の手続きを案内する際に、誤った手続きの期限を案内したため、お客様が希望する月から付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料を領収しました。 ●街角の年金相談センターにおいて、付加保険料の手続きについて確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	400
34			兵庫県	姫路	2021年 6月頃	2021年 8月30日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、資格取得届受付時にお客様が付加保険料納付を希望していたにもかかわらず、付加保険料の手続きの案内を漏らしたため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料を領収しました。 ●市区町村に対し、付加保険料の手続きについて確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	800
35	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	説明誤り	愛知県	岡崎	2022年 1月19日	2022年 4月19日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を案内する際、遡及して免除申請ができないにもかかわらず、できるものと誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
36			兵庫県	須磨	2022年 1月18日	2022年 2月1日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を案内する際、免除申請ができるにもかかわらず、できないものと誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●市区町村に対し、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
37	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	秋田県	秋田	2016年 4月頃	2022年 1月20日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、法定免除の要件に該当しなくなったにもかかわらず、国民年金保険料免除理由消滅届の提出の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
38			神奈川県	川崎	1986年 9月18日	2022年 3月10日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	85,680
39	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	説明誤り	宮城県	仙台北	2022年 4月6日	2022年 4月20日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、学生納付特例申請書の案内をする際に、学生納付特例申請日時点で納付済みの国民年金保険料は、学生納付特例承認後に還付されると誤った案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者に対し、国民年金保険料学生納付特例申請書について必要な案内をするよう指導しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
40	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	説明誤り	東京	北	2022年 4月20日	2022年 5月11日	○お客様から問合せがあり、口座振替の金額について案内する際、誤った金額を案内したため、口座振替による納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、口座振替の案内をする際の保険料の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
41			本部	相談・サービス 推進部	2022年 3月17日	2022年 4月25日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、口座振替の金額について案内する際、誤った金額を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者に対し、口座振替の案内をする際の保険料の確認を徹底し、必要な案内をするよう指導しました。	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額	
42	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	北海道	小樽	1998年 6月12日	2021年 7月21日	○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	182,948	
43			新潟	三条	2013年 7月1日	2021年 6月22日		1名	未払い	5,917	
44			新潟	三条	1996年 8月1日	2021年 3月15日		1名	未払い	97,931	
45			岩手	一関	1991年 9月5日	2020年 8月26日		○担当部署において確認したところ、通算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って旧法通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	79,608
46			静岡	三島	2021年 2月4日	2022年 2月15日		○共済組合から連絡があり、共済組合期間の有無の確認不足から、届出のあった老齢年金請求書について、共済組合への回付が漏れていたため、共済組合が支給する年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ老齢年金請求書を回付し、年金が決定されたことを確認しました。 ●担当部署において、共済組合期間を有する方が老齢年金請求書を提出された場合の事務処理手順について再確認しました。	1名	なし	0
47			愛知	大曽根	2022年 2月2日	2022年 4月11日		○お客様から問合せがあり、共済組合期間の有無の確認不足から、届出のあった老齢年金請求書について、共済組合への回付が漏れていたため、共済組合が支給する年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ老齢年金請求書を回付し、年金が決定されたことを確認しました。 ●担当部署において、共済組合期間を有する方が老齢年金請求書を提出された場合の事務処理手順について再確認しました。	1名	なし	0
48			入力誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2022年 2月22日		2022年 3月15日	○担当部署において確認したところ、受付年月日の確認不足から、年金請求書の処理時に委託業者が誤った受付年月日で入力を行ったことにより、お支払いを行うべき期間について、5年以上前で時効消滅のためお支払いを行わない期間として処理をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い
49	説明誤り	山形	山形	2022年 3月31日	2022年 4月1日	○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士が老齢年金の受給要件を満たしていない場合に必要な説明を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
50	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	北海道	札幌東	2008年 5月19日	2022年 2月17日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて、年金相談時の確認不足から、年金請求が可能であるにもかかわらず、年金請求手続きの案内を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●街角の年金相談センターにおいて、相談時に年金受給状況の確認を徹底し、必要な案内をするよう指導しました。	1名	未払い	249,777
51	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢北	1988年 10月31日	2022年 1月28日	○担当部署において確認したところ、老齢年金決定時の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	26,483
52	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	静岡	静岡	2001年 5月10日	2021年 4月27日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、厚生年金保険の被保険者期間を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	29,172
53			神奈川	藤沢	1991年 1月31日	2021年 6月1日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、国民年金記録と厚生年金記録の重複に気付かず、補正を行わないまま旧法老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	256,272
54			島根	出雲	1998年 8月25日	2021年 4月7日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、法定免除とならない国民年金被保険者期間を法定免除としたまま老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	725,861
55			秋田	鷹巣	1999年 5月19日	2021年 8月5日	○他の年金事務所から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金の第1号被保険者期間とすべき期間を第3号被保険者期間として老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	8,560
56			京都	京都南	2016年 4月28日	2021年 12月16日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金の第1号被保険者期間とすべき期間を第3号被保険者期間として老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	21,465

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
57	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	京都	舞鶴	1972年 4月頃	2020年 11月4日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で旧法通算老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	363,668
58			長野	飯田	2000年 8月10日	2021年 11月11日	○担当部署において確認したところ、国民年金被保険者期間と脱退手当金の支給済期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	666,894
59			静岡	清水	1983年 2月26日	2021年 10月13日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に誤った標準報酬月額で年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	144,713
60		入力誤り	本部	年金記録 企画部	2019年 1月7日	2022年 1月17日	○企業年金連合会から連絡があり、記録訂正時の確認不足から、誤った標準報酬月額で老齢年金の決定を行ったため、過払いが生じていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	233
61	老齢年金の繰上げの 誤り	確認・決定誤り	島根	松江	2021年 10月8日	2021年 11月11日	○共済組合から連絡があり、定額部分が発生しないため老齢年金の全部繰上げの対象となる方について、定額部分が発生して一部繰上げの対象になると誤った判断を行ったことから、誤った年金額で決定し、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時にはお客様の繰上げ意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	123,446
62	老齢年金の繰下げの 誤り	確認・決定誤り	千葉	幕張	2021年 3月19日	2021年 7月14日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、65歳支給の老齢年金を希望している方に対し、老齢年金の繰下げ請求を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ意思の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	485,123
63			東京	立川	2021年 6月23日	2021年 11月18日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて、老齢年金の繰下げ請求書の受付日の確認不足から、お客様が希望する繰下げ日とは異なる日付で年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●街角の年金相談センターにおいて、年金決定時には繰下げ意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	294,787

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
64	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	沖縄	那覇	2021年 11月10日	2022年 1月28日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ意思の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	264,694
65			東京	八王子	2021年 7月1日	2021年 8月6日	○お客様から問合せがあり、街角の年金相談センターにおいて、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●街角の年金相談センターにおいて、年金決定時には繰下げ意思の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,662,772
66			神奈川	横須賀	2019年 7月5日	2021年 10月7日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士による年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢厚生年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢厚生年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。	1名	過払い	1,003,508
67			兵庫	加古川	2021年 9月22日	2022年 2月10日	●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	45,961
68			北海道	札幌東	2021年 7月16日	2021年 11月16日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。	1名	なし	0
69			群馬	前橋	2021年 6月22日	2021年 12月20日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、初回支払前のため、年金に未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ意思の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
70			神奈川	港北	2021年 5月17日	2021年 7月5日		1名	なし	0
71	遺族年金の受給要件等の誤り	説明誤り	静岡	浜松東	2009年 6月11日	2021年 6月8日	○老齢年金請求時の確認により、受給要件の確認不足から、遺族年金の受給要件を満たしているにもかかわらず遺族厚生年金の案内をしなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金請求書を受付し、処理を行いました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	245,812
72	障害年金の受給要件等の誤り	説明誤り	福岡	南福岡	2022年 1月28日	2022年 5月6日	○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士による納付要件の確認不足から、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
73			愛媛	松山東	2022年 3月14日	2022年 4月8日	○担当部署において確認したところ、街角の年金相談センターにおいて、納付要件の確認不足から、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●街角の年金相談センターにおいて、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
74	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2021年12月6日	2022年2月4日	○担当部署において確認したところ、年金決定時の確認不足から、老齢厚生年金と遺族共済年金を受給している方の選択処理を誤り、老齢厚生年金を停止すべきところ、その処理を漏らしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、決定時の選択処理の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	55,102
75	未支給年金の誤り	説明誤り	高知	幡多	2021年9月6日	2021年12月3日	○担当部署において確認したところ、受給要件の確認不足から、本来請求できない未支給年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、未支給年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
76	年金生活者支援給付金の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2022年1月11日	2022年1月18日	○担当部署において確認したところ、支給要件の確認不足から、支給要件を満たしていない期間を含めて年金生活者支援給付金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、給付金に未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、給付金の審査の際には支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
77	特別障害給付金の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2015年5月28日	2021年4月14日	○お客様から問合せがあり、特別障害給付金の支給状況の確認不足から、給付金が一部支給に変更になる際に必要な届出の勸奨を行っていなかったため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届出の処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	5名	未払い	417,154
78			福岡	福岡広域事務センター	2022年3月30日	2022年4月11日	○担当部署において確認したところ、支払処理時の確認不足から、特別障害給付金の支払処理を一部漏らしたため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払処理を行い、お客様に給付金の支払いが行われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払処理時の確認を徹底するよう周知しました。	7名	未払い	587,440
79	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎	1969年4月11日	2022年2月25日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に厚生年金被保険者期間の月数の登録を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	149
80			奈良	大和高田	1971年9月29日	2021年7月16日		1名	未払い	469
81			愛知	一宮	1956年5月頃	2020年12月7日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に標準報酬月額登録を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,784

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
82	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	長崎	佐世保	2009年 7月30日	2021年 7月29日	○担当部署において確認したところ、年金請求書の記載内容の確認不足から、年金の振込ができない口座種別が記載されているにもかかわらず、処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。振込可能な口座を届出いただき、訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付時に振込口座の口座種別の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,946,563
83			千葉	千葉	2002年 11月27日	2021年 8月2日		1名	未払い	105,814
84		入力誤り	大阪	八尾	2022年 2月28日	2022年 4月15日	○お客様から問合せがあり、通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書の処理時に氏名の変更処理が漏れたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書の処理時には入力項目の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	130,150
85	標準報酬改定請求の誤り	説明誤り	広島	三原	2012年 4月14日	2021年 7月19日	○年金相談時の確認不足から、標準報酬改定請求書の提出期限を誤って説明したため、期限までに提出されなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。標準報酬改定請求書を受付し、処理を行いました。 ●担当部署において、標準報酬改定請求書の提出期限の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
86			福岡	南福岡	2020年 8月31日	2021年 4月19日		○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、委託社会保険労務士が3号分割の対象期間がない方に3号分割の標準報酬改定請求書を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。標準報酬改定請求書を受付し、処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし
87	年金見込額の誤り	説明誤り	栃木	宇都宮西	2022年 4月19日	2022年 4月20日	○お客様から問合せがあり、年金見込額試算時の確認不足から、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金見込額試算時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
88	年金給付関係書類の誤り	説明誤り	本部	相談・サービス推進部	2022年 2月9日	2022年 3月14日	○お客様から問合せがあり、コールセンターにおいて、年金相談時の確認不足から、現況届の提出が必要な方に提出不要と誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。現況届を受付し、処理を行いました。 ●コールセンターの委託業者に対し、現況届提出の要否の確認を徹底するよう指示しました。	1名	なし	0
89	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	福島	金津若松	2022年 3月31日	2022年 4月15日	○お客様から問合せがあり、受付控作成時の確認不足により、誤った記載内容の受付控を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の受付控の作成を行い、送付しました。 ●担当部署において文書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
90	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	大阪	淀川	2022年 3月29日	2022年 4月14日	○担当部署において確認したところ、交付時の確認不足から、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
91	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	本部	中央年金センター	2020年11月9日	2021年6月15日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、未支給年金請求書等を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様へ文書でお詫びのうえ説明し、未支給年金請求書等の処理を行いました。 ●担当部署において書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の管理を徹底するよう周知しました。	14名	なし	0
92			大阪	堀江	2021年12月21日	2022年4月4日	○市区町村から連絡があり、市区町村の届書の進捗管理不足から、障害年金請求書を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、障害年金請求書の処理を行いました。 ●市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
93		受理後の書類管理誤り	沖縄	那覇	2021年9月29日	2021年10月7日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、委託社会保険労務士がお客様から受け取った未支給年金請求書の添付書類を誤って廃棄していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って廃棄した添付書類を再度受付し、お客様に未支給年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのもと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システム的に受給権発生日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)〔三共済〕についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取ることができるともかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がいる場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
26	遺族厚生年金の決定時における短期・長期要件の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が死亡した場合(短期要件)または厚生年金を受け取るための必要な加入期間を満たした方が死亡した場合(長期要件)に、その遺族が受け取ることができる。 ○遺族厚生年金の年金額は短期要件、長期要件で決定するかによって、年金額が変わる。 ○短期要件及び長期要件の双方を満たした場合には、遺族がどちらの要件で決定するか選択する。 ○その際は、年金額の試算を行ったうえで遺族に示すことで選択いただくが、この際の説明に誤りがあり、年金額が低額な要件で決定した結果、遺族厚生年金に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にやっている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。

項番	事象	概要
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<p>○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。</p> <p>○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。</p> <p>○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。</p>
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由が該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして支給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。</p> <p>○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。</p> <p>○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。</p>
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	<p>○被用者年金の加入期間が20年以上ある方が亡くなった場合であっても、受給権者(女性)の年齢が65歳に達していない場合は、遺族年金に寡婦加算が加算される。</p> <p>○厚生年金と共済年金の加入期間がそれぞれ20年以上ある場合、被用者年金一元化前は遺族厚生年金に加算を行っていたが、被用者年金一元化後は、加入期間を比較して長い方の年金に加算することとなった。</p> <p>○機構又は共済組合が支給する遺族厚生年金のどちらかに加算を行うかについては、年金の裁定時に共済情報連携システムを介してそれぞれの制度の加入月数の情報交換を行うことにより、系統的に長短を比較し判定している。</p> <p>○共済組合から支給される年金であっても、一元化後であれば遺族厚生年金として受給権が発生するが、共済組合期間に恩給期間が含まれる場合は遺族共済年金として決定することとなっている。この場合、共済情報連携システムで情報交換を行う際に「遺族共済年金」として照会をかけるべきところ、誤って「遺族厚生年金」として照会したため、遺族共済年金の加入期間に関する情報が得られず、誤って厚生年金に長く加入したものと判定された。</p> <p>○そのため、遺族共済年金で加算すべき寡婦加算額が遺族厚生年金に加算され、遺族厚生年金に過払いが生じた。</p>
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	<p>○障害基礎年金を受けている方に、65歳に到達したことで新たに振替加算が加算される老齢基礎年金を受ける権利が発生した場合は、加算額が加算された老齢基礎年金の支払いは一度停止し、お客様にどちらの年金を受け取るかを選択していただく。</p> <p>○お客様が、加算額が加算された老齢基礎年金を受け取ることを選択された場合は、障害基礎年金の支給を停止し、加算額が加算された老齢基礎年金の支給停止の解除処理を行う。</p> <p>○その際は、老齢基礎年金本体、加算額のそれぞれについて、支給停止の解除処理を行う必要がある。</p> <p>○しかしながら、加算額の支給停止の解除処理を行わず、老齢基礎年金本体の支給停止の解除処理のみを行った結果、加算額が支給されないこととなり、未払いが生じた。</p>

項番	事象	概要
40	旧三共済等組合員期間を有し他年金の受給・加入状況の確認を要する場合の遺族年金の寡婦加算の加算漏れ	<p>○遺族共済年金・遺族厚生年金の受給権者となった妻が40歳以上の場合、遺族年金に寡婦加算が加算される。</p> <p>○寡婦加算は、遺族基礎年金を受け取れる間は支給停止されるが、子が18歳到達年度の末日に達したこと等により、遺族基礎年金が失権した場合は、支給停止の解除処理を行うことが必要となる。</p> <p>○また、共済組合員加入期間を有する方が亡くなった場合の寡婦加算については、支給要件(被用者年金の加入期間が20年以上あり、厚生年金の加入期間の方が長い)を満たしているかどうかを判定するため、正しい共済組合員期間を登録しておく必要がある。</p> <p>○しかしながら、旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様について、遺族基礎年金の失権に伴う寡婦加算の支給停止の解除処理が漏れ、また、正しい共済組合員期間が登録されなかったために、寡婦加算の未払いが生じた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。